

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例（静岡県）

排出水に係る水域区分

区 域	範 囲
奥駿河湾水域	清水灯台(北緯35度0分24秒、東経138度32分0秒)と伊豆大瀬崎灯台を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(田子の浦水域及び狩野川水域を除く。)
静岡水域	清水灯台から静岡市と焼津市の境界である陸岸の地点(静岡市駿河区石部1, 389番地の1地先)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域

奥駿河湾水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準（1）

排出水の区分			項目及び許容限度											
			生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	大腸菌群数
			(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1立方センチメートルにつき個)
日間平均		最大		日間平均		最大		最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	—	—	—
	下水道予定処理区域内の水域に排出されるもの(パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るものに限る。)		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—
	その他の水域に排出されるもの	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	80	100	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	80	100	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの		90	70	90	100	120	—	—	—	—	—
	食料品の製造業に係るもの	果実かん詰製造業に係るもの		100	120	100	120	100	120	—	—	—	—	—
		その他のもの	1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	60	40	60	50	70	—	—	—	10	—
			1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—	—	—
	農薬製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—	—	—	—	—
	と畜業に係るもの		60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	3,000
し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	

	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	—	—	—	—	2	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	60	—	3	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	—	—	—
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	20	40	70	90	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	—	10	2	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	3	3	2	—	5	3,000	—	

備考

- 1 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水については適用しない。
 - (1) 水産食料品製造業に係る特定事業場
 - (2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場
- 2 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係るものは、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排水される排水に限って適用する。
- 8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 9 「下水道予定処理区域」とは、この条例の施行の際現に下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画において予定処理区域として定められている区域(現に下水道処理区域である区域及び昭和47年8月1日以後において下水道処理区域となった区域を除く。)をいう。
- 10 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。
- 11 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実かん詰製造業及びその他のかん詰の製造業に属している場合においては、当該特定事業場が果実かん詰及びその他のかん詰を同時に製造している期間における排水に限る。)については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 12 一の特定事業場が果実かん詰製造業及びその他のかん詰の製造業に属している場合において、当該特定事業場が年間を果実かん詰を製造する期間とその他のかん詰を製造する期間とに区分して操業しているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実かん詰及びその他のかん詰を同時に製造している期間における排水を除く。)については、それぞれの期間ごとに当該期間における製造品に係る業種に係る排水に適用される上乗せ排水基準を適用する。

13 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排出水について適用する。

奥駿河湾水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準（2）

排 出 水 の 区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				
		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動 植物油)
		(単位1リットルに つきミリグラム)		(単位1リットルに つきミリグラム)		(単位1リットルに つきミリグラム)
		日間平均	最大	日間平均	最大	最大
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	水産食料品製造業に係るもの(1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るものを除く。)	120	160	150	200	30
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	水産食料品製造業に係るもの	60	80	70	90	30
	他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの	120	160	150	200	30
備考						
<p>1 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場(1日当たりの平均的な排出水の量が2立方メートル未満であるものを除く。)から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水について適用する。</p> <p>(1) 水産食料品製造業に係る特定事業場</p> <p>(2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場</p> <p>2 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第3号及び第74号に掲げる施設をいう。</p> <p>5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。</p>						

奥駿河湾水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準（3）

排出水の区分				項目及び許容限度									
				生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	
				(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同月9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	1	—	—
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5	2

冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
			合板製造業に係るもの	60	80	60	80	50	70	—	—	—
			その他のもの	1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—
	1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—		—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	3	3	2	
その他の水域に排出されるもの		1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—	
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—
			その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水に限り適用する。

8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

9 一の特定期事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定期事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

静岡水域に排出される排水水に適用する上乗せ排水基準（1）

排水水の区分			項目及び許容限度												
			生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
			(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1立方センチメートルにつき個)	
日間平均		最大		日間平均		最大		最大	最大	最大	最大	最大	日間平均		
昭和48年12月31日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	1	3	2	—	
	その他の水域に排出されるもの	乳製品製造業に係るもの	20	25	20	25	50	70	—	—	—	—	—	—	
		かん詰の製造業に係るもの	1日の平均的な排水水の量が2,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排水水の量が1,000立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排水水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	90	120	90	120	100	120	—	—	—	—	—	—
		動物系飼料又は有機質肥料の製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)に係るもの	1日の平均的な排水水の量が1,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	—
			1日の平均的な排水水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排水水の量が500立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	50	70	—	—	—	—	—	—	

		1日の平均的な排出水の量が500立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	80	100	70	90	—	—	—	—	—	—
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	40	50	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上10,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	50	70	50	70	60	80	—	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	70	90	80	100	—	—	—	—	—	—
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が7,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上7,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—	3	—	—
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—
昭和49年1月1日以後において設置される特定事業場(昭和48年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	10	15	20	30	—	3	1	1	1	—
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	30	40	—	3	1	1	—	—
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	1	3	—	—

水	1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—
---	-------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- 5 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水に適用する。
- 7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 8 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。
- 9 一の特特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 10 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

静岡水域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準（2）

排水の区分				項目及び許容限度												
				生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質		銅含有量		亜鉛含有量		クロム含有量		
				(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		
日間平均		最大		日間平均		最大		日間平均		最大		最大				
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水			下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	
	その他の水域に排出されるもの	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの			1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの			90	120	90	120	100	130	—	—	—
		1日の平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの			—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場に係るもの			下水道処理区域内の水域に排出されるもの			20	25	20	25	40	50	3	3	2	

	特定事業場(同年11月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	その他の水域に排出されるもの	旅館業に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—
				1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場(同年9日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	1	—	—	
			1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2	
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	—	—	—
			合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	—	—	—
			その他のもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—		—	—	—	—	—	3	5	2		
	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	
		その他の水域に排出されるもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	20	25	40	50	1	—	—	
1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの			—	—	—	—	—	—	3	5	2		
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—	

業場に係るもの	いる特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
			その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場(同年4月30日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	—	—	—
		その他の水域に排出されるもの	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	40	50	—	—	—
			その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—

備考

- 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 7 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。
- 8 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 9 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

全県下水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水基準

排出水の区分			項目及び許容限度					
			生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
昭和50年7月31日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水	政令別表第1第1号の2に掲げる施設(以下「畜房施設」という。)のみを設置する特定事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	180	250	180	250	220	300
昭和50年8月1日以後において設置される特定事業場(同年7月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水	畜房施設のみを設置する特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が300立方メートル以上である特定事業場に係るもの	80	110	80	110	100	130
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	120	160	120	160	150	200
	畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160	
備考								
<p>1 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル未満である特定事業場については適用しない。</p> <p>4 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第1号の2に掲げる施設及び同表第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設をいう。</p> <p>5 この表において「特定事業場」とは、特定施設のみを設置する工場又は事業場をいう。</p> <p>6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。</p>								